

## くろまぐろの期間別（令和6年7月～9月）の配分量について

千葉県資源管理方針八の4の（3）のイ及び5の（3）のイの規定により、令和6年7月～9月までの配分量（太字部分）を変更しました。

### 【小型魚（30kg未満）】

	第1期 (4～6月) 配分量①	第1期 漁獲実績 ②	第1期 未消化量 ③(①-②)	第2期 (7～9月) 現行配分量④	第2期 配分量 ⑤(③+④)
漁船漁業等	18.5 トン	4.0 トン	14.5 トン	1.5 トン	<b>16.0 トン</b>
銚子・ 九十九里	5.0 トン	3.8 トン	1.2 トン	0.5 トン	<b>1.7 トン</b>
夷隅	8.9 トン	0.0 トン	8.9 トン	0.5 トン	<b>9.4 トン</b>
安房	4.6 トン	0.2 トン	4.4 トン	0.5 トン	<b>4.9 トン</b>

### 【大型魚（30kg以上）】

	第1期 (4～6月) 配分量①	第1期 漁獲実績 ②	第1期 未消化量 ③(①-②)	第2期 (7～9月) 現行配分量④	第2期 配分量 ⑤(③+④)
漁船漁業等	25.3 トン	5.2 トン	20.1 トン	4.2 トン	<b>24.3 トン</b>

※ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は獲り残した漁業の種類別及び地区別の翌期の知事管理区分に配分されます。

※ 端数の処理により合計が一致しないことがあります。